

福祉保健センター

〒335-0022 戸田市大字上戸田5番地の6(健康福祉の杜敷地内)

☎ 446-6484 FAX 446-6284

開館時間 午前8時30分～午後5時15分

休日 第1・3日曜日、祝日、年末年始

戸田市福祉保健センター

最新の情報はホームページで確認!



妊婦・乳幼児のいる人へ

○ 妊婦・乳幼児の健診・学級など

福祉保健センター

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

内容	とき	対象	備考
乳幼児健診	1/23(木) 1/14(火) 1/9(木) 1/21(火) 1/16(木) 1/22(水)	4か月児 1歳児 1歳8か月児 2歳6か月児歯科H 3歳6か月児H 5歳児発達健診(予約制)	●R元 年9月生 ●H31 年1月生 ●H30 年5月生 ●H29 年7月生 ●H28 年7月生 年中相当児 囲質問用紙、母子健康手帳(4か月児・1歳児はバスタオル、1歳児・1歳8か月児・2歳6か月児・3歳6か月児は歯ブラシ) ※対象者には個別に通知します。通知がない場合はお問い合わせください。4か月児健診にて、離乳食の開始についてご案内します
離乳食学級 ※生後8～9か月児対象	1/28(火) ① 9:45～11:30 ② 13:45～15:30	園 9:30～13:30 R 1年 4月生と R 1年 5月生(第1子優先)	園 3回食への進め方・取り分けの方法など、乳幼児の生活の留意点/園 80組 ※申込順/園 母子健康手帳、筆記用具/園 1月6日(月) 午前8時30分～電話で要予約
パパママ教室 ※安定期に入り、体調のよい日に合わせてお申し込みください	① 1/18(土) 13:15～16:00 ② 3/14(土) 13:15～16:00	園 13:00～ 園 13:00～	妊婦とそのパートナー ※都合により一人での参加を希望する人は、事前にお問い合わせください 園 2人で出産・育児の話、妊娠中の栄養の話、育児体験/園 40組/園 母子健康手帳、飲み物、筆記用具 要予約

子育て世代包括支援センター 子育て相談ルーム

問い合わせ 親子保健担当 ☎ 446-6491

妊娠中や産後の心配事、赤ちゃんから就学前までの健康(発育発達・栄養)、子育ての悩みなどに母子保健コーディネーター(保健師など)が相談に応じます。

※相談中や訪問で不在のときもありますので、事前にお問い合わせください

福祉保健センターで妊娠届出をした場合、母子保健コーディネーターから赤ちゃんの抱っこの仕方や歯周病予防の話などを聞くことができます。

初めての妊婦さんは、ぜひパートナーと一緒に来ててください。

定期予防接種対象者のお知らせ

問い合わせ 保健政策担当 ☎ 446-6479

予防接種は感染症から守ることを目的としています。効果や副反応について理解した上で戸田市・蕨市内の医療機関に予約し、接種してください。

対象年齢を過ぎると有料になります。詳しくは福祉保健センター発行の保健ガイド、市ホームページをご覧ください。

予防接種名	対象年齢	予防接種名	対象年齢
インフルエンザ菌b型(ヒブ)	生後2か月～5歳未満	BCG	1歳未満
小児用肺炎球菌(13価)	生後2か月～5歳未満	水痘	1～3歳未満
四種混合	生後3か月～7歳6か月未満	日本脳炎	第1期 生後6か月～7歳6か月未満
麻しん風しん混合(MR)	第1期 1～2歳未満		第2期 9～13歳未満
	第2期 年長に相当する年齢の人	二種混合	11～13歳未満
B型肝炎	1歳未満	子宮頸がん*	小学校6年生～高校1年生相当の年齢の女子

*現在、子宮頸がんワクチンは厚生労働省の勧告により、積極的な接種勧奨を控えています

定期予防接種にはこれだけの費用がかかっています。
対象期間内に受けた場合は全て無料です。

ヒブの費用は
10,296円です。

対象：生後2か月～5歳未満

四種混合の費用は
12,892円です。

対象：生後3か月～7歳6か月未満

MR(麻しん風しん混合)の
費用は第1期11,902円
第2期10,472円です。

対象：第1期 1～2歳未満
第2期 年長に相当する
年齢の人

BCGの費用は
9,372円です。

対象：1歳未満

二種混合の費用は
5,231円です。

対象：11～13歳未満

保健政策担当マスコット
ちっくりん



B型肝炎の費用は
8,371円です。

対象：1歳未満

小児用
肺炎球菌の費用は
13,662円です。

対象：生後2か月～5歳未満

水痘の費用は
10,692円です。

対象：1～3歳未満

日本脳炎の費用は
生後6か月～7歳6か月未満は7,942円
7歳6か月～20歳未満は7,117円です。

対象：第1期 生後6か月～7歳6か月未満
第2期 9～13歳未満

特例：①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ
かつ20歳未満
②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ
かつ9歳以上13歳未満

交通機関

- JR埼京線「戸田駅」から徒歩10分、「戸田ほほえみの郷」となり
- tocoバス西循環「健康福祉の社」下車、徒歩2分

申込・問い合わせ

- 親子保健担当 ☎ 446-6491
- 成人保健担当 ☎ 446-6453
- 保健政策担当 ☎ 446-6479

併設している団体

- 戸田市社会福祉協議会 ☎ 442-0309
- 障害者生活支援センターわかば ☎ 446-6785
- CAFEこるぼ ☎ 287-8633

下記の対象は
全て市内に
住民登録の
ある人のみ

成人の人へ

○ 健診・相談・教室など

福祉保健センター

問い合わせ 成人保健担当 ☎ 446-6453 ※申込順

内容	とき	対象	備考
いきざわやか相談	1/15(水) 2/13(木) 時間予約制	満18歳以上の市民	☑ 口臭測定、息を爽やかに保つ方法 ☑ 使っている歯ブラシ ※相談時間は一人1時間 要予約
【市民大学認定講座】 骨こつ教室	1/7(火) ① 9:00～10:45 ② 9:30～11:15 ③ 10:15～12:00	満18歳以上の市民 ※年度内、1回のみ	☑ かかどの骨の骨量測定(かかどを機械に乗せるだけの簡単な検査です)、結果説明、骨粗しょう症を予防するための生活習慣の話と運動実技、歯周病予防の話/☑ 72人/☑ 受講票 ※後日郵送します 要予約
すっきり ボディ塾	運動編 1/30(木) 9:30～12:00 ☑ 9:10～	30～74歳の市民	☑ セラバンドを使った自宅で簡単にできるボディシェイプ運動(実技70分)、ふだんの生活を見直して生活行動目標を立てよう(講義・グループワーク80分) / ☑ 30人 ☑ タオル、飲み物、運動ができる服装、筆記用具 要予約
	2/12(水) 9:30～12:00 ☑ 9:10～		☑ どこでも出来る!ピラティス!(実技70分)、ふだんの生活を見直して生活行動目標を立てよう(講義・グループワーク80分) / ☑ 30人 / ☑ タオル、飲み物、運動ができる服装、筆記用具 要予約
	食事編 1/21(火) 10:00～14:00 ☑ 9:40～ 2/28(金) 10:00～14:00 ☑ 9:40～		☑ 生活チェック、食生活見直しプランを考えよう、ヘルシーメニューの調理実習(初心者も大歓迎) / ☑ 30人 ☑ エプロン、三角巾、布巾、はし、筆記用具 要予約

注1) 国保加入者で特定保健指導対象者は、受講後6か月間サポートあり

注2) 年度内において、食事編・運動編各1回まで参加可

名称	内容	相談時間等
こころの健康相談	こころの不調や不安を抱える人、または、その家族などからの相談に精神保健福祉士や保健師が応じます	● 電話相談 月～土曜日、第2・4・5日曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
DV相談	配偶者・パートナーからのDV被害で悩んでいる人の相談に応じます	● 面接相談 ※要電話予約 月～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
個別健康・栄養相談	健康上の悩み、健診結果、生活習慣改善、食生活改善、禁煙など個別に対応します	随時 ※面接相談は要電話予約

高齢者等インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

問い合わせ 保健政策担当 ☎ 446-6479

とき 1月31日(金)までの各医療機関の診療日

対象 接種日時時点で65歳以上の人、または60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかの機能障害で、身体障害者手帳(身体障害者等級表による級別)が1級の人

費用 1,500円(自己負担額)
※市の助成は接種期間内に一度限り。生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者・市民税非課税世帯(世帯全員が非課税の場合のみ)は無料(市民税非課税世帯は戸田市発行の無料券が必要です。無料券の申込は1月10日(金)まで。申込書は、市内の公共施設で配布、またはホームページから取得可。接種後の無料券発行不可。生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者は、受給者証または本人確認証を直接医療機関に持参することで、無料になります)

持ち物 健康保険証など
(60歳以上65歳未満の人は身体障害者手帳)

その他 あらかじめ医療機関に電話でお問い合わせください。戸田市・蕨市以外で接種する予定の人は、接種予定の1週間以上前に必ず福祉保健センターへご連絡ください。

戸田市早期不妊検査費・不育症検査費用助成事業のお知らせ

問い合わせ 保健政策担当 ☎ 446-6479

要件 指定医療機関または助成対象医療機関で不妊検査を受け、以下の①～⑥全ての項目に該当すること

- ① 婚姻届出を行った夫婦で、その双方または一方が住民基本台帳法に記載される市民
- ② 検査の開始時に、妻の年齢が43歳未満
- ③ 平成31年4月1日以降に終了した検査
- ④ 夫婦が共に受けた検査(不育症検査は妻のみで可)
- ⑤ 検査に係る期間が1年以内
- ⑥ 県内のほかの市町村で、同様の助成金などの交付を受けていない

助成内容 実施証明書の金額に対し、2万円を限度に生涯で1回まで

申請期限 検査を終了した年度末(3月31日)ただし、2月1日から3月31日までに検査を終了した場合は、翌年度の5月31日まで